

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について

富 善 一 敏

はじめに

本稿では、矢田貝家文書から初代齊一郎の蠟座出願と許可、齊一郎の活動にかかわる文書を紹介し、このことが齊一郎の商業活動にもつた意味を検討する素材を提供したい¹⁾。

まず、当地域における蠟の生産・流通と蠟座について、最小限必要な限りで概観しておく。当時の生活必需品であった蠟燭は、燻の実を絞った生蠟から作られた。また生蠟からは、他に伽羅油や鬢付油が製造された。商品作物の蠟は明和二年（一七六五）の蠟座設置以降、領主鳥取藩の専売制となり、藩によって燻実や蠟の流通・販売が統制され、蠟燭屋や伽羅油屋の中でも藩で定められた株を持つ者のみに販売が許された。「一先年今宮原村大江豊蔵儀、日野御一郡燻之実買入蠟打出し座二御座候処、五拾年及び以前米子表江右株御治定相成候御令豊蔵儀買入方相止候二付」（後掲【史料18】）と、宮原村の大江豊蔵が日野郡の燻実の買い付けを行っていたが、遅くとも文化六年（一八〇九）以前の米子蠟座の創始以後、奥会見郡の燻実絞りは停止された。嘉永六年（一八五二）七月に中野良助が国産方長役に任命された。中野は安政四年（一八五八）二月には蠟座奉行を兼任し、蠟

座の業務拡張が行われ、燻実の絞り立ても蠟座で行われることになった。同六年（一八五九）七月には、蠟座役橋本鉄三郎が蠟及び油の交易品引き合いのため長崎表に派遣された。元治元年（一八六四）七月には蠟座・国産座が合併し、産物会所となった。明治三年（一八七〇）五月、物産方の改正により産物会所は市政所に合併され、蠟座は再度独立の機関となっている²⁾。

『鳥取県史 第5巻 近世文化産業』五八四頁には、「ところで、事情により現地での製蠟が許可される例が安政年間以降に出ている。安政六年八月、口会見（原文ママ、口日野カ）郡大江村の佐市郎は「郡内の製蠟は国益にもなることであるから許可してほしい。勿論運上銀は納める」と願い出て、絞り立ては許可され、生蠟は米子蠟座から出張してきた役人がこれを検査して買上げ、そのあと同所で佐市郎に下げ渡すこととなった。（中略）これらは、燻実の輸送に多大の経費を要したこと、また当時は燻実の収穫量が多かったことなどを考慮しての許可であったと考えられる³⁾との記述がある。まずはこの記事にかかわる史料を検討したい。

あらかじめ本稿で紹介する史料について、翻刻の形式を述べておく。形態は全て状（一紙文書）であるので記していない。人名・地名以外は原則として常用漢字を使用し、慣用助詞の「江」「者」「而」

「与」「茂」はそのまま表記した。欠字は一字空け、平出は二字空けとし、抹消は「佐市郎」のように記した。『新鳥取県史資料編 近世3 西伯耆下』所収の史料については、その史料名及び番号を併記した。なお齋一郎は「佐一郎」「佐市郎」「齋一郎」など同音の異なる表記で記されているが、解説部分では全て史料原文のまま記した。

一 齋一郎の蠟座株及煉油・蠟燭株出願

【史料1】⁴

（包紙上書）

「口日野郡大江村

組頭 在御目付下奉行

佐一郎殿 千賀藏」

一筆致啓上候、向寒之御弥御健勝被成御座珍重奉存候、私義無事相勤居申候間御安意可被下、然者先日より御内談御心願之油蠟燭株新規ニ被仰付候趣、杉田氏公被仰聞候間、右願書急々御差出し可被成候、先達而者度々罷出段々御世話ニ相成り忝奉存候、其外色々御咄し御座候得共難筆紙尽、何れ御面上方々御物語可申上候、右為可得御意如斯御座候、恐惶謹言

在御目付下奉行

（安政5年カ）
十二月七日

清国屋

佐一郎様

鳥取藩在目付下奉行の福井千賀藏が、清国屋佐一郎心願の「油蠟燭株」新規許可の旨を「杉田氏」（【史料12】の杉田小兵衛カ）から伝え

られ、その願書の提出を佐一郎に依頼したものである。なお日野郡は安政五年（一八五八）七月に鳥取藩の在中行政組織の改革により、口日野・奥日野の二郡に分割された⁵。

【史料2】⁶

（包紙上書）

「日野郡大江村

組頭 在御目付下奉行

佐一郎殿 千賀藏」

奉拝見候、弥御安全被成御勤目出度奉存候、扱ハ昨日御兼勤被蒙仰候由御苦勞様奉存候、其時別紙御廻し被成、長役中へも相咄候処、其御役所江出勤之上御咄合相成り候趣ニ付、御吟味役中へも御談し合ニ相成り候様御取計可被遣候、尤願面之通りニ而者差支茂可有之与奉存候間、左之意味合ニ相願候得者如何与奉存候、右貴答迄申上度早々以上

（安政6年カ）
二月十三日

日野郡一郡蠟座御用懸り蠟打出し御免被 仰付被為下候得者、生蠟一旦御上納申上、右郡中江御渡し被為下候へハ、ろふそく・煉油等成丈ケ下直売捌、下方

佐一郎が千賀藏に送った「別紙」（後掲【史料3】の原型カ）を「長役」（＝上役）に提出し相談の結果、願面のままでは差し支えがあるので、「日野郡…」以下の文面への訂正を提案したものである。

【史料3】⁷

乍恐奉願上口上之覚

一 近年植物方御趣意結構被 仰出候付而者、諸苗御渡し被為遣、植付追々盛木実分益分ニ相成、一同難有仕合ニ奉存候、就中日野郡之儀者山分ニ而櫃土地ニ相応仕候へ共、米子蠟座迄道法四里、其余者順々七八里拾里余之所ニ而、櫃実拾貫目ニ付忒勿位ノ道法ニ随ひ五六匁余も駄賃相嵩、一統難渡仕候間、日野郡一郡蠟座御用懸蠟打出し御免被 仰付被為下候得者、生蠟一旦御上納申上、右蠟私江御渡し被為下候ハ、蠟燭・煉油等成丈ケ下直ニ御郡中売捌、全下モ方為筋ニ相成候様仕度奉存候、全体当御郡之儀者蠟座株無御座、第一雲州其外諸国ノ蠟燭持参売事仕、銀子不少他国へ持帰り候間、御国産ニ而売弘候得者全御国益ニ相成難有仕合ニ奉存候、尤御運上銀奉差上度、何卒格別之御評儀を以蠟座株被 仰付被為下候様、偏ニ宜奉願上候、以上

安政五年未二月

溝口宿

喜助殿

願主大江村組頭

佐一郎

右之通奉願上候、宜被 仰付可被為下候、以上

大江村庄屋溝口宿

喜助

未二月

西古治左衛門殿

御書写し

但し半紙ニ而

日野郡大江村

佐市郎

右者蠟座御用懸り蠟打出し被 仰付候事

但御締合之儀も有之ニ付、米子藍製場出張役ノ相改候様被 仰

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について（富善一敏）

付候間、御法嚴重相守可申事

この史料から、大江村組頭の佐一郎は、日野郡は米子蠟座から四里（約16キロメートル）、遠い所では一〇里以上も離れており、郡内で生産する櫃実を米子に運送するには銀二匁から六匁位までの費用がかかる、自分に蠟座御用懸を命じ、生蠟を一旦米子蠟座に上納し下げ渡してくれたら、蠟燭や煉油を郡内に安価に販売し、在方に役立つようにしたい、日野郡には蠟座株がないので、出雲などの隣国から蠟を購入するため、銀子が他国へ流出しているの、蠟を国産で売却すれば国益になる、もちろん運上銀は納めるので、自分に蠟座株を許可してほしいと、居村の庄屋喜助を通して藩役人の西古治左衛門に願ったことが分かる。

この願書が出された後、鳥取藩在御用場の記録である「在方諸事控」の安政六年（一八五九）八月二日条に、「一口日野郡大江村佐一郎と申者、日野一郡丈ケ蠟打出し御免、蠟座御用懸り被仰付被為下候様、左之願書差出し候ニ付、右願書を以御国産方長役・蠟座長役受持中野良助懸合置候処、向方より申達し御聞届相済候旨ニて、今日左之御書付下り候ニ付、其段御郡え申遣ス。但し、右良助よりも御聞届相済候段、申越し候事」との記載があり、【史料3】と同文の願書が安政六年四月付けで佐市郎から出されたこと、蠟座奉行中野良助の了承を得て許可されたことが分かる。続いて「御書付 日野郡之儀は生蠟払底之場所、是迄他所蠟而已ニて煉油蠟燭等高直ニ有之候処、近年櫃苗植付櫃実余程出来致し候処、左之者蠟打出し地払之儀願出候付、願之通蠟座御用懸蠟打出被仰付、御締合之儀も有之ニ付、米子出張役より相改生蠟一旦御買上、於同所御払ニ被仰付候間、此旨可被申渡事 日野郡大江村佐市郎」が出され、佐市郎が日野郡内から集荷した

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について（富善一敏）

四

生蠟は、米子蠟座から出張した役人が検査して一旦買い上げ、その後同所で佐市郎に下げ渡すことになった。

また同年一二月五日条には、「御国産談書 日野郡出来之櫛実、米子製蠟場え差出来候分は是迄之通、他所え売捌候向、并追々出来之分は左之者手前え持出し、相当之直段二売払候様御触出し被下度、此段御談申候事 日野郡大江村佐市郎」との蠟座奉行中野良助からの相談を受け、奥・口日野両郡へ、「然は、其御郡にて出来之櫛実、米子製蠟場え差出来候分は、是迄之通二候得共、其余他所え売捌来居申分、并追々出来之分共、此已後左之者（佐市郎一引用者注一）手前え持出し相当之直段二売払候様、村々え可被申渡候」¹⁰と、米子製蠟場への分を除いた日野郡産の櫛実を佐市郎に適切な価格で送付し売却することが、藩役所から命じられている。

【史料4】¹¹

乍恐奉願上口上之覚

一日野郡之儀者往古々煉油蠟燭師株無御座候二付、他国々両品共買入用弁仕候所、近来別而高直二相成銀子不少他国江持帰り候間、煉油蠟燭師株被 仰付被為下候様奉願上候、左候ハ、農業透間稼二成丈相働、御郡中江 御国産二而売弘度奉存候、尤仕ひ蠟之儀者御願申上候間、御渡被為遣候様是又奉願上候、何卒願之通御聞届被 仰付被為下候様奉願上候、以上

願主大江村

組頭

佐市郎^⑩

安政七年申正月

溝口宿

喜助殿

右之通奉願上候、宜被 仰付可被為下候、以上

庄屋溝口宿

喜助^⑪

申正月

野坂金次郎殿

右之通願出候段相違無御座候、以上

中庄屋

野坂金次良^⑫

申正月

前書之通奉願上候二付取次差上申候、宜被 仰付可被為下候、以上

口日野郡大庄屋

生田甚兵衛^⑬

神戸大助様

【史料3】を受けて、翌安政七年正月に、佐市郎が煉油蠟燭師株の

許可と、煉油・蠟燭両品の販売許可を、溝口宿庄屋喜助↓中庄屋¹²野坂金次良↓口日野郡大庄屋生田甚兵衛のルートで、鳥取藩在方吟味役兼御両国在中産物御用懸の神戸大助¹³に申請したものである。

【史料5】¹⁴

乍恐奉願上口上之覚

一日野郡之儀者山分多御郡二御座候所、近年御改正 被 仰出、別而植物方御教諭之上村々江諸苗御渡被為遣候二付而ハ、櫛共追々多分出候得共、煉油蠟燭師無御座他国々買入用弁仕候所、右両品共近

年別而高直二而銀子不少他国江持帰候間、煉油蠟燭師株被 仰付被
為下候様奉願上候、左候ハ、農業透間稼成丈ケ相働、御郡中江御国
産二而売弘度奉存候、尤仕ひ蠟之儀者御願申上候間、御渡被為遣候
様是又奉願上候、何卒願之通御聞届被 仰付被為下候様奉願上候、
以上

口日野郡大江村願主

組頭

佐市郎[㊟]

安政七年申二月日

同村庄屋溝口宿

喜助[㊟]

油屋

惣八殿

(後欠)

鳥取町人で蠟座長役の油屋惣八¹⁵に一ヶ月後に宛てた、【史料4】
と同趣旨の願書である。

【史料6】¹⁶

一筆致啓上候、先以秋暑之砌御座候得者、弥御堅固被成御座珍重奉存
候、然者当春蠟燭煉り油株願下書御差出之節、在御用場江者御入出不
相成、一向私義も心付ず延引ニ相成り候ニ付、急々下地之通御認メ御
廻し可被成候、別ニ悴名前ニ而右之通り之願書四通御認メ御廻し可被
成候、段々申上度義も大山程も御座候得共、何れ尊顔之上参り御咄し
可申上候、右之段為可御意如此御座候、恐惶謹言

在御目付方

千賀藏

(万延元年々)
八月二日

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について(富善一敏)

佐一郎様

【史料4・5】の願書は提出後そのまま据え置かれていたが、万延
元年(一八六〇)八月に至り千賀藏が、自身で添削した願書の下書き
を佐一郎に送り、「悴名前」で四通を作成した願書の送付を依頼した
ものである。この悴は、【史料7】の大江村熊之助と考えられる。こ
のように、鳥取藩在方役人の千賀藏が佐一郎の蠟座株及び煉油蠟燭師
株出願に深く関与したことが分かる。

【史料7】¹⁷

乍恐奉願上口上之覚

一日野郡之儀者山分多御郡ニ御座候所、近年御改正被 仰出、別而植
物方御教諭之上諸苗村々江御渡被為遣候ニ付而ハ、櫛共追々多分出
候得共、煉油蠟燭師無御座他国分買入用弁仕候所、右両品共近來別
高直ニ而銀子不少他国江持帰候間、煉油蠟燭師株被 仰付被為下候様
奉願上候、左候ハ、農業透間稼成丈ケ相働、御郡中へ御国産ニ而売弘
度奉存候、尤仕ひ蠟之儀者御願申上候間、御渡被為遣候様是又奉願上
候、何卒願之通御聞届被 仰付被為下候様奉願上候、以上

口日野郡大江村

万延元年申八月

熊之助[㊟]

同村組頭

佐市郎[㊟]

溝口宿

喜助殿

右之通奉願候、宜被 仰付可被為下候、以上

庄屋溝口宿

申八月

野坂金次郎殿

喜助[㊦]

【史料6】¹⁸で千賀蔵のチェツクを受けた煉油蠟燭師株の下付を、大江村熊之助、同村組頭佐市郎の連印で、溝口宿庄屋喜助の奥印を得て中庄屋野坂金次郎に出願したものである。紙幅の都合で写真に掲載できないが、熊之助と佐市郎の印影は同じであることから、佐市郎が熊之助名義で出願したことが分かる。

【史料8】¹⁹

（包紙上書）

「日野郡大江村

組頭 在御目付方

佐一郎殿 千賀蔵

淀江谷村送りヲ以早々」

一筆致啓上候、弥御健勝被成御座珍重奉存候、然者先達而御談し被成候河子分蠟燭株之義、貴殿御出浮相成り候得者早々可被仰付訊ケニ相成り候二付、大急御出浮被成、時々近々二者私義も在出致候二付、左候へ者不都合訊ケも有之義二付、此書状達し次第早々御来駕奉待入、右之段為可御得意如斯御座候、恐惶謹言

（万延元年カ）
九月十三日

佐一郎様

【史料7】の出願²⁰について、佐一郎が「出浮」（藩役所に出頭）すれば許可されるとの見通しを、千賀蔵が佐一郎に伝えたものである。

千賀蔵

（万延元年カ）
十月十九日
生田甚兵衛様

「在方諸事控」万延元年（二八六〇）九月一九日条に、「一口日野郡大江村熊之助と申もの、農業之透間煉油蠟燭職相稼度旨にて、新株被仰付被為下候様、左之願書差出し候二付、可然取計之儀、御国産方長役蠟座長役受持中野良助え懸合置候処、引合相濟願之通承届候旨、尤申渡し度御用之儀有之二付、同人義急ニ蠟座御役所え罷出候様可申付旨及返答候二付承届、其段御郡え申遣ス」²¹の記事があり、すぐに許可されている。

【史料9】²²

貴札忝拜見仕候、先以弥 御壮栄被成御勤目出度奉存候、然者御郡大江村佐一郎先達而蠟座株被 仰付居候処、櫛実買取銀蠟座御役所分拝借致し度段願出候得共、御郡ニ而者は迄振合無御座二付、当郡二者様子相分り申候旨御聞及被成、願人証文夫々奥書振為知具候様、且願人分質地等見込居可申候哉、是又同様委細為知越し候様御申越被成承知仕候、尔時証文面奥書等之儀者扣有之二付送進申上候、且又質地等之儀者先役分見届居不申ニ付其儘ニ相成居候得共、年々無滞決算仕候儀ニ御座候間、左様御承知可被成候、尤右大江村佐一郎蠟座株願之願書扣、且被 仰付振等、乍御面倒委細御様子御知らせ可被遣候様奉頼上候、右之段貴答旁如斯ニ御座候、恐惶謹言

生田六右衛門

佐一郎は蠟座株許可を受け、櫛実買い取りのため蠟座役所に銀の拝借を願い出た。日野郡には類例がなかったため、大庄屋の生田甚兵衛

が汗入郡大庄屋の生田六右衛門に、拝借証文及び奥書の書式と願人か

ら取る質地の詳細につき問い合わせており、生田六右衛門は佐一郎の蠟座株願書と許可についての報知を依頼している。

【史料10】²³

〔端裏書〕
「 扣 」

覚

一御銀札三貫目^①(兵三郎)

右之通樞実御内貸与シテ髓ニ拝借奉仕候処実正ニ御座候、然ル上者来春鳥取蠟座御役所江樞実を以御上納可申上候、万一不納之節者御法之加利足無相違御返納可申上候、依而御内貸証文如件

汗入郡御来屋村

兵三郎^①

小頭

甚次郎^①

組頭

長三郎^①

庄屋

九郎兵衛殿

右之通奉願上候間、宜敷被 仰上可被下候、以上

庄屋

九郎兵衛^①

鷺見為三郎殿

右之通奉願上候間、宜敷被 仰付可被下候、以上

中庄屋

鷺見為三郎^①

申十月日

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について(富善一敏)

生田六右衛門殿

前書之通拝借仕候処相違無御座候、然ル上者樞実買集メ、蠟座御役所江為差出可申候、若シ当人不埒之儀も御座候得者私引受急度上納可仕候、依而奥書仕候、已上

汗入郡大庄屋

生田六右衛門

田測唯右衛門様

【史料9】で述べられた、汗入郡御来屋村平三郎の万延元年(一八六〇)一〇月付の銀札三貫目拝借請証文である。

【史料11】²⁴

〔端裏書〕
「大江村」

佐一郎

杉田小兵衛^①

神坂幸之助^①

① 拝借仕御銀之事

① 一御銀札式貫目^①(佐市郎)

右之通樞実代御内貸髓奉拝借仕候所実正ニ御座候、然ル上者来ル西七月限以生蠟上納可申上候、万一拝借人不納之節者御法之加利足、引請兩人分弁上納可仕候、為後日拝借証文依而如件

口日野郡大江村

拝借人

万延元年申十二月日^①(抹消)

佐市郎^①

引請人小頭

栄 蔵^①

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について（富善一敏）

右同断

慶蔵[㊦]

庄屋溝口宿

勝蔵殿

右之通奉願候段相違無御座候、右拝借人不埒之儀茂御座候ハ、私引請急度取立御返納可仕候、以上

庄屋溝口宿

勝蔵[㊦]

申十二月日

橋谷善左衛門殿

〔^(xで抹消)右之通奉願候段相違無御座候、不埒之節者取立上納可仕候、以上

中庄屋

橋谷善左衛門[㊦]

申十二月

野坂金次郎殿

〔^(xで抹消)前書之通拝借仕候処相違無御座候、若当人不埒之儀茂御座候得者、私引請急度取立上納可仕候、依而奥書仕候、以上

口日野郡大庄屋

野坂金次郎[㊦]

申十二月

田淵唯右衛門様

【史料9】で述べられた佐一郎の樞実代内借願許可を受け、佐市郎が出した銀札二貫目の拝借証文であり、翌文久元年（一八六一）七月までに生蠟を上納することを誓約している、大江村小頭の栄蔵・慶蔵が引請人となり、溝口宿庄屋勝蔵が奥印の上、中庄屋橋谷善左衛門から口日野郡大庄屋野坂金次郎を経て、藩役人の田淵唯右衛門に提出された。袖に連署した杉田小兵衛は鳥取藩蠟座諸積役、神坂幸之助は植

物方役人である²⁵。

二 齊一郎の活動と明治四年の再願

ここでは、蠟座株を取得して以後の齊一郎の蠟座御用の活動や商業活動と、明治四年（一八七一）の蠟座株再願についての史料を紹介する。まず、幕末期と推定される年次不詳の二点の史料をみたい。

【史料12】²⁶

（包紙上書）

「日野郡

大江村

佐市郎殿 杉田小兵衛

大急御用 村送り

二月九日二出ス

」

一筆申入候、然者蠟座御役所御用油差支候ニ付、左之通馬荷ニシテ大急可被差出候、右駄賃之儀者御用荷売荷之間、駄賃ヲ払可被申候、蠟座御用之御絵府ヲ建才領付ニシテ、此書状相達候次第差出可被申候、且又其節桐実売入之最中ニ付、実高取調候代銀差支候へ者、拝借も被仰付候間、左様御心得可有之候、此段得御意候、以上

二月十九日

一桐油三拾挺

尚々一日も早く御送り出し可有之候、上之御入用ニ付、当時油出来高可被申達候

メ

佐市郎が蠟座役所の御用で使う桐油三〇挺の送付を、藩役人の杉田

小兵衛から依頼されたものである。才領付きの馬で「蠟座御用之御絵府」を建てて運ぶ「御用荷」で、駄賃が支払われることになっていった。

【史料13】²⁷

(包紙上書)

「日野郡

大江村

佐市郎殿 橋本鉄三郎

五月十日村送り

(包紙に貼り継ぎ)

「 覚

一御状忝通

右之通村送りを以無滞早々相達し可被申候、以上

五月十日 世山徳左衛門印

村々庄屋中

一筆申入候、然者蠟絞り立之儀ニ付急々致面談度ニ付、米子藍座迄可被出候、此段申入候、恐々謹言

橋本鉄三郎

安昭(花押)

五月十日

大江村

佐市郎殿

蠟座役の橋本鉄三郎安昭が、蠟絞り立ての件で米子藍座での面談を佐市郎に求めたものであり、世山徳左衛門が押印して村送りで佐市郎

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について(富善一敏)

に届けられた公式の召喚状である。

【史料14】²⁸

覚

申とし買入

一 櫛実五百七貫四百目

代九百六拾四匁 但し百貫目ニ付百九十目かへ

外二三百三拾目雜用 但しこなし はたき 打立

芋代 叭代 〆百貫目ニ付六十五匁

〆壹〆貳百九十四匁

此蠟六拾八匁目 但し三割三歩四厘出

代壹〆七百六十八匁 但し地払御直段貳百六十目ニシテ

差引残而四百七十四匁 利銀

酉とし買入

一同貳百三拾貳〆目

代五百壹匁 但し貳百十六匁買并し

外二百五拾目八分 入用〆辻右同断

〆六百五十壹匁八分

此蠟三拾壹〆六百目 但し壹割三歩六厘二出

代八百廿壹匁六分 右同断

差引残而百六拾九匁八分 利銀

戌とし買入

一同九百三拾壹〆目

代貳〆廿九匁五分八厘 但し百貫目ニ付二百十八匁かへ

外二六百五匁分五り 雜用右同断

矢田貝齋一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について（富善一敏）

ノ式ノ六百三十四匁七分三リ

此蠟百廿九貫八百目 但し壹割三歩九厘四

代三貫三百七十四匁八分 地払御直段ニシテ

差引七百四十目七厘 過銀

利銀三口合壹ノ三百八拾三匁八分七厘

右之通御座候、宜敷奉願上候、以上

口日野郡大江村

佐市郎[㊦]

文久三年

亥三月日

蠟座

御役所

万延元年（一八六〇）から文久二年（一八六二）までの三年間に佐市郎が購入した櫛実合計一六七〇貫四〇〇目、これから製成した蠟二三四貫四〇〇目、蠟の売却代銀から諸経費を差し引いた利銀（純利益）銀一貫三八三匁八分七厘を、鳥取藩の蠟座役所に報告したものである。

【史料15】²⁹

覚

一銀札三百八拾六匁九分八厘

右者去ル申年今去亥年迄自絞蠟売代銀高七貫七百三拾九匁六分八厘ニ五歩之御運上銀払付ニ而受取、鳥取江相廻し申候、以上

橋本鉄三郎判

元治元年

子十二月十八日

大江村

佐一郎殿

一銀札貳百三匁七分八厘

同御文言寅年上納

一同式百廿八匁三分八厘

同御文言卯年上納

一同三百五拾匁分壹厘

同御文言巳年上納

一同六拾八匁七分貳厘

同御文言辰年上納

一同四百六拾九匁三分壹厘

同御文言午年上納

本史料は明治四年（一八七二）以降と推定される。蠟売却の運上銀の割合は五歩（五％）であり、元治元年（一八六四）には、万延元年（一八六〇）から文久三年（一八六三）までの蠟売却高銀七貫七三九匁の運上銀として銀札三六八匁九分八厘を、慶応二年（一八六六）二〇三匁七分八厘、同三年二二八匁三分八厘、明治元年（一八六八）六八匁七分一厘、同二年三五〇匁一分一厘、同三年に四六九匁三分一厘を、それぞれ蠟座役所に上納している。なお差出人の橋本鉄三郎は、元治元年当時会見郡粟嶋村役所詰の綿御趣向所の役人であり、米子蠟製水車を担当していた³⁰。

【史料16】³¹

（端裏書）

「蔵屋様

生蠟仕切

（印文「雲州三保岡古浦屋」以下同）

買仕切

① 一生蠟五拾六匁

皆懸メ

八百式拾八貫目

内拾壹メ六百七拾目 欠引

内式メ八百目 風袋かつぎ

メ拾四貫四百七拾目

残り八百拾三メ五百三拾目

壹六斤

此斤五千八拾四斤五六五

八両式歩式朱かへ

代金四百三拾八両式歩永四匁三分五厘

外二

六両永三拾五匁五分七厘 口銭

永七匁七分八厘 やうせん

同式拾匁 丁枚

メ六両永六拾三匁三分五厘

合メ四百四拾五両永拾七匁七分

右之通買納代金此表ニ無出入慥ニ相済申上候、以上

慶応二

古浦屋

和平①

蔵屋才三郎殿

出雲国美保関の商人古浦屋和平が佐市郎に出した生蠟の買仕切書

(商品の取引内容や金額を明確に伝えるために発行される帳票)であ

矢田貝齊一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について(富善一敏)

る。佐一郎の取引先が隣国出雲に及んでいることが注目される。

【史料17】³²

左之者共儀、左之通被仰付候間、其段可申渡事

(明治3年)
十二月廿日

大江村

庄屋

大庄屋①

左之者市政所々蠟絞被免居申候処、此度御改革ニ付右絞被差留候間、
左様左様相心得、其段可申渡事

十二月十九日

山内少属

俊(花押)

溝口宿

大庄屋

一

大江村

佐一郎

メ

この史料から、明治三年(一八七〇)一二月、鳥取藩民政司の山内
少属から溝口宿の大庄屋に、大江村の佐一郎に蠟絞免許の差し止めが
命じられたことが分かる。

【史料18】³³

乍恐奉願上候口上之覚

(上部貼付黄色付紙)

「格別二日野一郡丈ケ買入稼方之儀承届候、会見郡八米子郡政所締合

矢田貝齋一郎の蠟座株・煉油蠟燭師株出願について（富善一敏）

一二

之儀も有之候間買入可相成事」

一先年今宮原村大江豊蔵儀、日野御一郡櫛之実買入蠟打出し座二御座候処、五拾年及ひ以前米子表江右株御治定相成候砌今豊蔵儀買入方相止候二付、御郡中櫛之実所持之者共四里分七八里茂相隔居候米子迄持出し候処、自然其時々御改無御座、素り代銀其日二者御渡し不被遣節茂御座候処、右等道法相隔居候所江実持出し代銀受取共二者、両三度茂罷出農業日間欠、其上往返入用茂相懸り年二寄損分相立候二付、櫛木切払仕廻居候処、追々御国産之御趣意二依而他国分蠟燭買入、年中二者余程之金子御隣国へ差出し候儀歎敷、拾三年以前私儀櫛実買入蠟打出し座奉願上候処、早速御聞届被 仰付難有御受奉申上候、其内植物之御趣意二而作物障り不相成場所々々江櫛之木植付之儀者、私共分も最寄亦者櫛実売二参り候人々江茂右植付置候得者、年数相立候内盛木急度益分二相成候段厚く申諭し、近年来実以追々盛木仕候趣、右之実買入蠟打出し稼方取続、既二去午之秋分実買入積立居候処、同十二月右打出し御差留被 仰付奉畏候、然ル処未々小木ニ而何程も実無之者米子江持出し茂費ニ而、捨置候へ者鼠付空敷紛失、亦相応所持之人別共以前之通米子江持出し候様相成候而者、第一農業之日間欠往返入用相懸り引合兼候二付、御郡中所々江折角植付之櫛木亦々何れも切払仕廻、植物御趣意相立不申候上、他国蠟燭買入候段眼前甚々歎敷、且私儀漸相調居候諸道具不用至極難渋仕候、何卒格別之御評儀を以、是迄之通日野一郡右之実御定直段を以買入稼方仕候様被為 仰付置候ハ、冥加之為御運上銀年々五百目宛上納売事取続、拾年来江植付盛木之櫛皆々差置、植物之御趣意茂相立重々難有仕合ニ奉存候、此段偏二宜奉願上候、以上

明治四年未正月

組頭

佐一郎^印

大江村願主

栄 蔵^印

庄屋

喜蔵殿

右之通宜奉願上候、已上

庄屋溝口宿

喜 蔵^印

未正月

野坂弥一郎殿

（以下別紙貼り継ぎ）

前書之通奉願上候二付取次指上申候、宜被 仰付可被為下候、以上

大庄屋

野坂弥一郎^印

未五月

日野郡

〔遠筆朱書^{印あり}
御聞届相済候也〕

郡政御役所

佐一郎が【史料17】の申し渡しに対し、これまでの自らの活動を述べ、櫛実の米子への運送経費や、これまでの日野郡内での櫛木の植え付けが無駄になることを理由に、運上銀五〇〇目の上納と引き換えに、従来通り日野郡内での櫛実買入蠟打ち出し座の存続を、溝口宿庄屋喜蔵↓大庄屋野坂弥一郎のルートで、日野郡郡政役所に願ったものである。上部に貼られた黄色の付紙にあるように、同年五月に日野郡に限り許可されている。

【史料19】³⁴

〔落手致候、帶箋指出可□申候〕

一筆啓上仕候、然者大江村齋一郎儀蠟株之儀去冬御願申上置候趣二而、先達而差出候願書写し并御連上銀左之通差出候二付、取次指上申候、宜御配意遣し可被遣奉願上候也

野坂弥一郎

直興(花押)

(明治4年カ)
正月七日

山本平蔵様

一包札五百目

【史料18】での許可を受け、齋一郎が提出した願書と連上銀五〇〇目を、大庄屋の野坂弥一郎が鳥取藩(郡政役所の)山本平蔵に取り次いで提出したものである。

【史料20】³⁵

覚

日野郡大江村

齋市郎分

一銀札五百目

右之通請取申候也

(明治5年)
壬申正月十四日

雑税方印

齋市郎が上納した上納銀札五〇〇目の鳥取藩雑税方よりの受け取りである。

むすびにかえて

以上のように、幕末期に齋一郎は日野郡の蠟座株を取得し、蠟を郡内に売り捌いていた。蠟座株の取得は、彼が地域社会で商業・金融活動を展開する際の信用の担保となったであろう。例を挙げると、嘉永五年(一八五二)七月付けの「志儀控」³⁶は、明治二年(二八七九)まで記載のある、齋一郎が資金調達のために加入した口日野郡・奥会見郡の講や無尽四三種の掛金の記録である。齋一郎の資金調達に際し、彼が取得した蠟座株がその信用の担保となったと思われる。

齋一郎は万延元年(一八六〇)には近くの長者原台地の開墾に必要な佐野川普請を請け負ったが、難工事のため、翌文久元年(一八六一)から明治四年(一八七一)にかけて、損銀の拝借を繰り返して鳥取藩に願っている。また少なくとも安政四年(二八五七)以降、大山寺領の年貢取立と売却を子院に委託され、醤油や塩、傘・草鞋などの生活必需品を納入している³⁷。こうした齋一郎の多彩な活動の拠り所として、蠟座株の取得を位置付けることができると考えているが、詳細は今後の課題とさせていただき、拙い史料紹介の幕を閉じたい。

注

1 矢田貝家初代齋一郎については、本誌所収の「矢田貝家の歴史」及び『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』(鳥取県、二〇一五年)一五頁の解説を参照されたい。なお本稿に先立ち、【史料3】を中心に若干の考察を試みたことがある。富善一敏「矢田貝家文書平成24年度調査概報 第二次・第三次調査」(『東京大学経済学部資料室年報』三、二〇一三年)。

- 2 以上の記述は、『鳥取県史 第5巻 近世文化産業』（鳥取県、一九八二年）五七八～五八七頁、『鳥取藩志 第六巻 殖産商工志・事変志』（鳥取県立鳥取図書館、一九七一年）七四～七八頁、前掲『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』一六頁による。なお中野良助は万延元年（一八六〇）一月月に罷免された。
- 3 前掲『鳥取県史 第5巻 近世文化産業』五八四頁。
- 4 鳥取県伯耆町上細見 矢田貝家文書Y八―一四―四―二七―一六。以下同家文書については文書番号のみを記す。
- 5 『鳥取県史 第3巻 近世政治』（鳥取県、一九七九年）五四〇頁。
- 6 Y八―一四―四―二七―一七。
- 7 Y一七―二五―二―三―二―一七。「日野郡大江村佐一郎蠟座御用懸打出御免願写」『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』XI―3。なお本史料末尾の「御書写し」は、同文のものが矢田貝家文書中に残存しているが（Y一七―二五―二―三―二―一―一）、包紙と本紙の内容が異なっていることから、本稿では掲載していない。
- 8 『鳥取県史 第12巻 近世資料』（鳥取県、一九七九年）一一八五頁。
- 9 同―一八六頁。
- 10 同―二四〇頁。
- 11 Y一七―二五―二―三―二―一―二。「日野郡大江村佐一郎蠟座株願」『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』XI―4。
- 12 中庄屋は、大庄屋と庄屋の中間にあつて執務を行う者であり、安政五年（一八五八）七月の鳥取藩の在中改正により再設置された（前掲『鳥取県史 第3巻 近世政治』二三〇～二三一、五四〇頁）。
- 13 『鳥取藩志 第六巻 殖産商工志・事変志』（鳥取県立鳥取図書館、一九七一年）七四頁。なお神戸大助は、文久三年（一八六三）四月在方長役助役、慶応三年（一八六七）六月銀札場長役、明治二年（一八六九）五月鳥取藩施政局民政司副執事を務めている（同八二三～八三七頁）。
- 14 Y一七―二五―二―三―二―一―二。「日野郡大江村佐一郎蠟座株願」『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』XI―5。
- 15 『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』一六頁。
- 16 Y八―一四―四―二七―一三。
- 17 Y一七―二五―二―三―二―一―一。「日野郡大江村熊之助蠟座株願」『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』XI―6。
- 18 熊之助は、万延元年の手習書「田舎村名付」「伊呂波」（Y三―三―三―一・三二）に「清国屋熊之助」の署名があり、二代矢田貝平重が嘉永四年（一八五二）一月朔日生まれ（明治一六年九月一日「長男分家願」、Y一七―二五―二―三―九―二三）であることから、平重の可能性が大きいと考えられるが、後考に俟ちたい。
- 19 Y八―一四―四―二七―九。
- 20 本史料中の「河子分蠟燭株」について、「河子」は大江村の別名「鹿下」の転訛と考えられる（『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』一八頁）。
- 21 『鳥取県史 第13巻 近世資料』（鳥取県、一九七八年）、八～九頁。なお矢田貝家文書中に「日野郡大江村 熊之助 右者願之通煉油蠟燭株格別被仰付候間、御法之通嚴重相守可申事」との、熊之助宛の煉油・蠟燭株の免許状があるが（Y一七―二五―二―三―二―一―九―一）、包紙と本紙の内容が異なっていることから、本稿では掲載していない。
- 22 Y一七―二五―二―三―二―一―九―二。
- 23 Y一七―二五―二―三―二―一―二〇。
- 24 Y一七―二五―二―三―二―一―一八。「榎実代借用証書」『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』XI―7。
- 25 『新鳥取県史資料編 近世3西伯耆下』一七頁。
- 26 Y八―一四―四―二七―四。
- 27 Y八―一四―四―二七―八。
- 28 Y一七―二五―二―三―二―一。

29 Y一七―二五―二―三―二―二―一九―三。「蠟御連上銀覚」『新鳥取県史資料編 近世3西伯蒼下』XI―8。

30 『新鳥取県史資料編 近世3西伯蒼下』一七頁。

31 Y一七―二五―二―三―一―九―三三。

32 Y一七―二五―二―三―二―二―一―二。

33 Y一七―二五―二―三―二―一―七。

34 Y一七―二五―二―三―二―二―六。

35 Y一七―二五―二―三―二―一―五。

36 Y三七―二―一―四。

37 『新鳥取県史資料編 近世3西伯蒼下』一七―一八頁及びXI―9―16。